

スマート農業技術活用促進資金

(生産方式革新実施計画の認定を受けられる事業者向け)

— スマート農業技術の活用に取り組む事業者を資金面から支援 —

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律に基づく認定を受けた生産方式革新実施計画に従って行う生産方式革新事業活動に取り組む事業者向けの融資制度です。

対 象 者	<p>【認定生産方式革新事業者】</p> <p>① 農業者又は農業者が組織する団体(以下「農業者」といいます。)</p> <p>② スマート農業技術活用サービス事業者(以下「サービス事業者」といいます。)</p> <p>ア 農業者に代わって農作業を行う方 (例:ドローンによる農薬散布やロボットコンバインによる収穫などの作業受託サービス)</p> <p>イ 農業者へ農業機械等を賃貸する方(※) (例:収穫ロボットなどのスマート農業機械のレンタル・シェアリングを行うサービス)</p> <p>ウ 農業者に農業に関する高度な知識又は技術を有する人材を派遣する方(※) (例:スマート農業技術を使いこなす高度な知識・技術を有する人材を農業現場へ派遣するサービス)</p> <p>エ 農業に関するデータの収集、整理や分析を行い、農業者にその結果を提供又は指導、助言等を行う方(※) (例:データの収集・分析、情報提供を通じて栽培管理の見直しや作業体系の最適化を提案するなどのサービス)</p> <p>③ 食品等事業者(※) ※ 中小企業者に限ります。</p>
対 象 事 業	<p>生産方式革新実施計画に従って行う生産方式革新事業活動に必要な資金であって、次に掲げるもの</p> <p>①農地等の改良、造成等(農地の取得は対象外)</p> <p>②施設の改良、造成、取得等</p> <p>③果樹又は家畜等の生物の取得及び販売促進費その他費用の支出</p>
利 率	<p>～ % (年 月 日現在)</p> <p>※利率はご融資期間によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>
融 資 期 間	<p>25年以内(※)(うち据置期間5年以内)</p> <p>※ 対象者のうち食品等事業者の方については、10年超25年以内</p>
融 資 限 度 額	負担額の80%以内
担 保 ・ 保 証 人	ご相談の上、決めさせていただきます。

(注) 中小企業者の要件

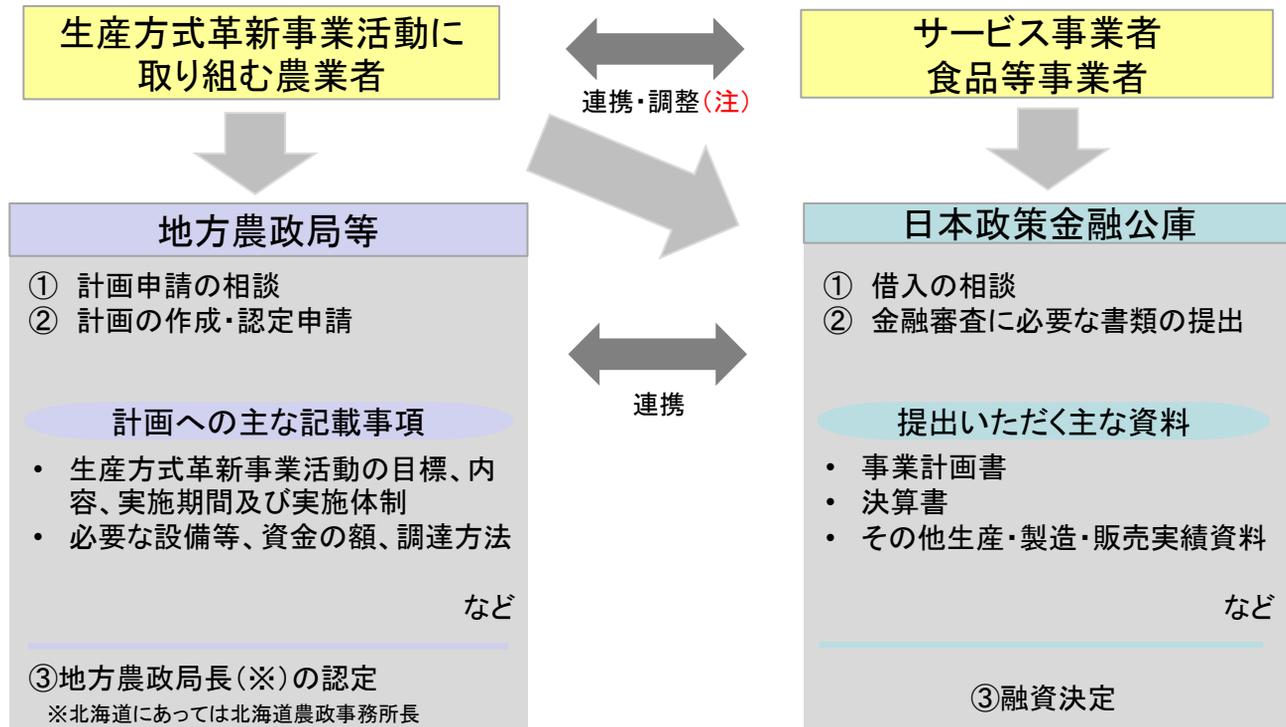
業種	判断項目	資本金・従業員
製造業、その他		3億円以下または300人以下
卸売業		1億円以下または100人以下
サービス業		5千万円以下または100人以下
小売業		5千万円以下または50人以下

- ・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人(個人の場合、従業員の条件のみ)です。なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。
- ・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しません。
例:農事組合法人、社団法人・財団法人(一般・公益含む)、有限責任事業組合(LLP)

◆スマート農業技術活用促進資金のお手続きの流れ◆

本資金を借り入れるためには、生産方式革新実施計画について、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所。以下「地方農政局等」といいます。）の認定を受ける必要があります。

また、地方農政局等と日本公庫のそれぞれに対してお手続きが必要となります。



事業実施に必要な資金の借入れ、事業の実施

(注) サービス事業者、食品等事業者が本資金を利用する場合は、計画に促進措置(※)を含めて記載するよう農業者と調整を行う。

※ 農業者が行う生産方式革新事業活動に資する次の措置

- ・スマート農業技術活用サービスの提供(対象者のうちサービス事業者の方)
- ・農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入(対象者のうち食品等事業者の方)

◆スマート農業技術活用促進資金のご利用イメージ◆

<農業者>

- ・スマート農機や営農支援ソフトの購入費、研修費
- ・機械収穫に適した樹形を導入するための改植費、農薬・資材費

<サービス事業者>

- ・作業受注に必要なスマート農機の購入費、スマート農機の活用に必要な人材育成に係る研修費

<食品等事業者>

- ・農業者による加工向け品種への切り替えに伴う食品製造施設の整備

■ 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問い合わせください。

JFC 日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら

